



2025年2月20日

各 位

会 社 名 スターゼン株式会社
代表者名 代表取締役社長 横田 和彦
コード番号 8043 (東証プライム)
問合せ先 取締役 佐奈 常裕
(TEL 03-3471-5521)

社員持株会を通じた当社グループ従業員への譲渡制限付株式付与制度の導入 および社員持株会における奨励金付与率の引き上げに関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、当社および当社子会社（併せて、以下「当社グループ」といいます。）の従業員に対して、当社の従業員持株会であるスターゼン社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、および本持株会における奨励金付与率の引き上げを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社グループの従業員が当社の業績や株価への意識を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを高めること、および当社グループの従業員の資産形成の一助とすることを目的としています。

2. 本制度の概要

本持株会に加入し定時拠出金を継続出資する当社グループの従業員のうち、本制度に同意する者（以下、「対象従業員」といいます。）に、当社グループから譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、一人あたり10万円相当の金銭債権（以下、「本特別奨励金」といいます。）を支給します。対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

なお、現時点において、本制度に基づき本持株会に対する新株式の発行又は自己株式の処分に関して、払込金額の総額として合理的に見込まれる額は最大370百万円となります。

2025年10月を目途に実施する予定ですが、今後、具体的な時期および内容を決定しましたら、改めてお知らせいたします。

3. 本持株会の奨励金付与率の5%から10%への引き上げ

本制度の導入にあわせて、当社グループの従業員が、中長期的かつ持続的な企業価値向上に向け主体的な行動をとるためのインセンティブとして、本持株会の奨励金付与率を2025年4月分より従来の5%から10%へ引き上げることといたしました。

以 上